

第一編 法令・通知編

第一章 基本法令

第一節 廃棄物処理

1 法令

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四五年二月二五法律一三七号)……………	七二
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四六年九月二三日政令三〇〇号)……………	二五一
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和四六年九月二三日厚生省令二五号)……………	四八一
○地方自治法施行令等の一部を改正する政令 (抄)(平成二一年一〇月一日政令三二二号)……………	九六一
○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (平成一三年五月七日環境省告示三四号)……………	九七一
○一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (昭和五二年三月一四日総理府・厚生省令一号)……………	一〇〇一

○一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法 (平成一〇年六月一六日環境庁・厚生省告示一)……………	一〇四四
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令附則第二条の環境庁長官の指定する日 (昭和四六年一〇月五日環境庁告示六号)……………	一〇四六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定に基づきごみ処理施設及びし尿処理施設の精密機能検査を行なう者を指定 (昭和四七年一〇月一八日厚生省告示三二七号)……………	一〇四七
○金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令 (昭和四八年二月一七日総理府令五号)……………	一〇五一
○産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (昭和四八年二月一七日環境庁告示一三号)……………	一一五一
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号の規定に基づき環境大臣が指定する自動車又は電気機械器具の一部 (平成七年三月三〇日環境庁・厚生省告示第一号)……………	一二四九
○工作物の新築等に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し又は付着することを防止する方法 (平成一〇年六月一六日環境庁告示第三四号)……………	一二五〇
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令 (昭和五一年二月二六日総理府令五号)……………	一二五一

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
第六条第一項第四号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法

(昭和五十一年二月二七日環境庁告示三三三)……………一二五三

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
別表第三の三第二十四号に規定する有機塩素化合物を定める省令

(昭和五十一年二月二六日総理府令六号)……………一二五八

○金属等を含む廃棄物の固化に関する基準

(昭和五十二年三月一四日環境庁告示五五号)……………一二五九

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
の規定に基づき水面埋立地の区域を指定

(昭和五十四年八月九日環境庁・厚生省告示一号)……………一三〇一

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
に基づき薬剤及び化学物質を指定

(昭和五十五年一〇月二九日環境庁告示五五五号)……………一四五二

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
に基づき処理方法を指定

(昭和五十五年一〇月二九日環境庁告示五六号)……………一四五二

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規
則第二条第三号及び第九条第三号の指定

(平成三年七月一日厚生省告示一五〇号)……………一四五三

○環境大臣の定める焼却施設

(平成九年九月三日厚生省告示一八七号)……………一四五三

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規
則第四条の五第一項第二号ルただし書(同
規則第十二条の七第五項の規定によりその

例によることとされる場合を含む。)の規定
に基づき、環境大臣の定める焼却施設

(平成一三年一〇月二九日環境省告示五七号)……………一四五四

○特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄
物を処分又は再生したことにより生じた廃
棄物の埋立処分に関する基準

(平成四年七月三日環境庁告示四二二号)……………一四五五

○特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄
物に係る基準の検定方法

(平成四年七月三日厚生省告示一九二号)……………一四五七

○特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄
物の処分又は再生の方法として環境大臣が
定める方法

(平成四年七月三日厚生省告示一九四号)……………一四五九

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三
条の二第一項の規定に基づき情報処理セン
ターを指定

(平成一〇年七月二七日厚生省告示二〇八号)……………一四五九の五

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三
条の十二の規定に基づき産業廃棄物適正処
理推進センターを指定

(平成一〇年七月二七日厚生省告示二〇七号)……………一四五九の五

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五
条の五第一項に規定する廃棄物処理センタ
ーを指定

(平成五年一月二五日厚生省告示一四号等)……………一四六一

○環境大臣の定める焼却の方法

(平成九年八月二九日厚生省告示一七八号)……………一四六四

○特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法
(平成十一年六月二三日厚生省告示第一四八号)……………一四六五

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項及び第四項の規定による届出に関する省令
(平成九年九月三日厚生省令六八号)……………一五〇一

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令
(平成十三年一月二六日環境省令四号)……………一五〇五の八一

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第五十項の規定に基づき環境大臣が定める方法
(平成十二年一月一四日厚生省告示四号)……………一五〇五の八七

○環境大臣が定める一般廃棄物
(平成九年十二月二六日厚生省告示二五八号)……………一五〇六

○廃ゴムタイヤに係る再生利用の内容及等の基準
(平成九年十二月二六日厚生省告示二六〇号)……………一五〇七

○廃プラスチック類に係る再生利用の内容及等の基準
(平成十一年九月三〇日厚生省告示二〇八号)……………一五〇八

○環境大臣が定める産業廃棄物
(平成九年十二月二六日厚生省告示二五九号)……………一五〇九

○汚泥に係る再生利用の内容及等の基準
(平成九年十二月二六日厚生省告示二六一号)……………一五一〇

○ダイオキシン類の濃度の算出方法
(平成十二年一月一四日厚生省告示七号)……………一五五四

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の三第二項第二十号の規定に基づくダイオキシン類の濃度の算出方法
(平成一〇年八月二七日厚生省告示二二二号)……………一五五六

○一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令
(平成十三年一〇月二二日環境省令三四号)……………一六〇一

○一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第一の備考四及び五の規定に基づき環境大臣が定める湖沼及び海域
(平成十三年三月三〇日環境省告示一九号)……………一六〇三

2 通知

(1) 施行等

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について

(昭和四十六年一〇月一六日厚生省環七八四号)……………二〇〇一
(厚生事務次官依命通知)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について

(昭和四十六年一〇月一六日環整四三三号)……………二〇〇五
(厚生省環境衛生局長通知)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について

(昭和四十六年一〇月二五日環整四五五号)……………二〇二一
(厚生省環境衛生局環境整備課長通知)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条および第六条に規定する廃棄物の収集・運搬および処分の基準の施行について

(昭和四十六年一二月二七日環水企八四号・厚生省環八九四号)……………二〇三九
(環境事務次官・厚生事務次官通知)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行における当面対処すべき問題点について

(昭和四十八年三月二三日環整一四号)……………(本節2(3)参照)
(厚生省環境衛生局環境整備課長通知)

・地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う環境衛生関係事務の一部の特別区への移行について

(昭和四十九年一月一四日環企二二二二号)……………二〇四二
(厚生省環境衛生局長通知)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について(通知)

(昭和四十九年一二月三日環整一一九号)……………(本節2(4)参照)
(厚生省環境衛生局水道環境部長通知)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

(昭和五十一年二月二八日環水企二八号)……………二〇四六
(環境庁水質保全企画課長通知)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について

(昭和五十一年三月一七日環水企三八号・環整一八号)……………二〇五七
(環境庁水質保全局長・厚生省環境衛生局水道環境部長通知)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

(昭和五十二年三月二六日厚生省環一九六号)……………二〇六五
(厚生事務次官依命通知)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

(昭和五十二年三月二六日環計三六号)……………二〇七七
(厚生省環境衛生局水道環境部長通知)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

〔昭和五二年三月二六日環計三七号〕
〔厚生省環境衛生局水道環境部計画課長通知〕……………二〇八一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条及び第六条に規定する廃棄物の処分の基準等の改正について

〔昭和五二年三月二六日環水企四五号〕
〔環境庁水質保全局長通知〕……………二〇八五

・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について

平成一〇年七月一六日環水企三〇一号・衛環六三号
〔環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………二一〇一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について

〔昭和五三年八月二一日環整八九号〕
〔厚生省環境衛生局水道環境部部長通知〕……………二一〇九

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について

〔昭和五三年八月二一日環整九〇号〕
〔厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………二一一一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正等について

〔昭和五五年一一月一〇日環整一四九号・環産四五号〕
〔厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長・産業廃棄物対策室長通知〕……………二一二四

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について

〔昭和五六年六月二二日環整九四号〕
〔厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………二一二八

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について

〔昭和五八年四月二八日環整七三号〕
〔厚生省環境衛生局水道環境部部長通知〕……………〔本節2(4)参照〕

・日本国有鉄道の分割及び民営化に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用について

〔昭和六二年三月二五日衛環五二二号〕
〔厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………二一四三

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について

〔平成元年九月一八日衛産三四号〕
〔厚生省生活衛生局水道環境部部長通知〕……………〔本節2(4)参照〕

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について

〔平成元年九月一八日衛産三五号〕
〔厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知〕……………〔本節2(4)参照〕

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について

〔平成二年七月五日衛産四一号〕
〔厚生省生活衛生局水道環境部部長通知〕……………〔本節2(4)参照〕

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について

〔平成三年七月一九日衛環一七八号〕
〔厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………二一五九

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について

〔平成九年一月二六日衛環三一九号
知 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
知〕……………二二五二

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について

〔平成一〇年五月七日生衛発七八〇号
(厚生省生活衛生局水道環境部長通知)……………二二六一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について

〔平成一〇年五月七日衛環三七号
知 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
知〕……………二二七七

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について

〔平成九年九月三〇日衛環二五〇号
(厚生省生活衛生局水道環境部長通知)……………二二三八

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について

〔平成九年九月三〇日衛環二五一号
知 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
知〕……………二二三三

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について

〔平成一〇年一月一三日生衛発一六三一号
(厚生省生活衛生局水道環境部長通知)……………二二三五

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について

〔平成一二年九月二八日生衛発一四六九号
(厚生省生活衛生局水道環境部長通知)……………二三八一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について

〔平成一二年九月二八日衛環七八号
知 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
知〕……………二三九一

・行政処分の指針について

〔平成一三年五月一五日環廃産二六〇号
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長通知)……………二四〇五

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の三等に係る法定受託事務に関する処理基準について

〔平成一三年五月二三日環廃産二六六号
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
通知)……………二四〇七

・産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて

〔平成一二年九月二九日衛産七九号
(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業
廃棄物対策室長通知)……………二四一一

(2) 疑義照会・回答

〈一般廃棄物関係〉

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について

(昭和四十六年一月一七日環整五七号)
厚生省環境整備課長通知……………二五〇一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について

(昭和四十七年五月一八日環整二九号)
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長回答……………二五〇七

・廃棄物の保管・積換え業について

(昭和五〇年九月二六日環整八五号)
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長回答……………二五〇八

・動物霊園事業に係る廃棄物の定義等について

(昭和五十二年八月三日環計七八号)
厚生省環境衛生局水道環境部計画課長回答……………二五〇九

・一般廃棄物処理業の許可について

(昭和五十三年一月一日環計一〇三号)
厚生省環境衛生局水道環境部計画課長回答……………二五一一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について

(昭和五十五年六月五日環産一二号)
厚生省環境衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知……………二五四一

・廃棄物の最終処分場のコンクリート槽、よう壁及びえん堤の耐用年数について

(昭和五十五年一月一八日環整一三四号)
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知……………二五四二

・医療廃棄物の適正処理に関する疑義について

(平成二年三月一九日衛産一七号)
厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知……………(本節2(2)〈産業廃棄物関係〉参照)

〈産業廃棄物関係〉

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について

(昭和四十六年一月一七日環整五七号)
厚生省環境衛生局環境整備課長通知……………(本節2(2)〈一般廃棄物関係〉参照)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について

(昭和四十八年一月二四日環整八二号)
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長回答……………二七〇一

・廃棄物の保管・積換え業について

(昭和五〇年九月二六日環整八五号)
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長回答……………(本節2(2)〈一般廃棄物関係〉参照)

・産業廃棄物処理業の許可に関する取扱について

(昭和五十一年二月一七日環整一〇八号)
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長回答……………二七〇三

・産業廃棄物処理業の許可について

〔昭和五二年八月一七日環計八六号
厚生省環境衛生局水道環境部計画課長回答〕……………二七〇四

・ミミズを利用して行う汚での処理について

〔昭和五二年一〇月一日環産五一号
厚生省環境衛生局水道環境部参事官（産業廃棄物対策室）通知〕……………二七〇五

・鉄鋼業の鉋さいについて

〔昭和五三年七月一日環産二五号
厚生省環境衛生局水道環境部参事官（産業廃棄物対策室）通知〕……………二七〇七

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について

〔昭和五四年七月三十一日環産一七号
厚生省環境衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長回答〕……………二七〇八

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について

〔昭和五五年六月五日環産一二号
厚生省環境衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知〕……………（本節2(2)（一般廃棄物関係）参照）

・廃棄物の最終処分場のコンクリート槽、よう壁及びえん堤の耐用年数について

〔昭和五五年一〇月一八日環整一三四号
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知〕……………（本節2(2)（一般廃棄物関係）参照）

・産業廃棄物処理業の許可について

〔昭和五六年三月二五日環産一二号
厚生省環境衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知〕……………二七二九

・産業廃棄物の解釈について

〔昭和五六年七月一四日環産二五号
厚生省環境衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知〕……………二七三〇

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について

〔昭和五六年一〇月三〇日環産四七号
厚生省環境衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知〕……………二七三〇

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について

〔昭和六〇年五月二九日衛産二六号
厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知〕……………二七四一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について

〔昭和六〇年七月一二日衛産三六号
厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知〕……………二七四三

・産業廃棄物の保管行為に係る事務処理について

〔昭和六〇年七月二六日衛産四二号
厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知〕……………二七四四

・医療廃棄物の適正処理に関する疑義について

〔平成二年三月一九日衛産一七号
厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知〕……………二七四五

* 「医療廃棄物処理ガイドライン」Q & A……………二七四五

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について

平成三年一〇月一八日衛産五〇号

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知

二七五一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律解釈上の疑義について

平成四年一〇月一五日衛産六九号

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長回答

二七五二

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用上の疑義について

平成七年二月九日衛産一七号

厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長回答

二七八七

(3) 一般廃棄物関係

〈総論〉

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について

(昭和四十六年一〇月一六日厚生省環七八四号) 厚生事務次官通知

(本節2(1)参照)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について

(昭和四十六年一〇月一六日環整四三三号) 厚生省環境衛生局長通知

(本節2(1)参照)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について

(昭和四十六年一〇月二五日環整四四五号) 厚生省環境衛生局長通知

(本節2(1)参照)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条及び第六条に規定する廃棄物の収集、運搬及び処分等の基準の施行について

(昭和四十六年一二月二五日環水企八四号・厚生省環八九四号) 環境事務次官・厚生事務次官通知

(本節2(1)参照)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行における当面对処すべき問題点について

(昭和四十八年三月二三日環整一四号) 厚生省環境衛生局長通知

二九〇一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について

(昭和五十一年三月一七日環水企三八号・環整一八号) 環境庁水質保全局長・厚生省環境衛生局長通知

(本節2(1)参照)

・環境部長通知

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（施行通知）

（昭和五二年三月二六日環計三六号）
（厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知）
（本節2(1)参照）

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（施行通知）

（昭和五二年三月二六日環計三七号）
（厚生省環境衛生局水道環境部計画課長通知）
（本節2(1)参照）

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条及び第六条に規定する廃棄物の処分基準等の改正について

（昭和五二年三月二六日環水企四五号）
（環境庁水質保全局長通知）
（本節2(1)参照）

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について

（昭和五三年八月二一日環整八九号）
（厚生省環境衛生局水道環境部部長通知）
（本節2(1)参照）

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について

（昭和五三年八月二一日環整九〇号）
（厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知）
（本節2(1)参照）

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正等について

（昭和五五年一一月一〇日環整一四九号・環産四五号）
（厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長・産業廃棄物対策室長通知）
（本節2(1)参照）

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の三の規定に基づく一般廃棄物の指定について

（平成六年六月二〇日衛環一九七号）
（厚生省生活衛生局水道環境部部長通知）
……………二九〇五

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の三の規定に基づく一般廃棄物の指定に係る運用について

（平成六年六月二〇日衛環一九八号）
（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）
……………二九〇七

〈ごみ処理基本計画〉

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たつての指針について

（平成五年三月一五日衛環八三号）
（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）
……………二九六一

＊ごみ処理基本計画策定指針……………二九六二

〈一般廃棄物処理事業〉

・一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について

（昭和五二年一一月四日環整九四号）
（厚生省環境衛生局水道環境部部長通知）
……………三〇〇一

・一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について

（昭和五二年一一月四日環整九五号）
（厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知）
……………三〇〇三

・処理が困難な廃棄物対策について 〔昭和六〇年七月二四日衛環一〇二号 知 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通	三〇五九
---	------

・事業者による製品等の廃棄物処理困難性自己評価のためのガイドラインについて 〔昭和六二年一月二四日衛環一七七号 知 厚生省生活衛生局水道環境部部長通	三〇六二
--	------

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画について 〔平成二年二月一日衛環二一〇号 知 厚生省生活衛生局水道環境部部長通	三〇六三
---	------

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について 〔平成二年一〇月八日衛環二〇〇号 知 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通	三〇七五
---	------

〈再生・減量化〉 ・再生紙使用の推進について 〔平成二年三月一七日衛環六九号 知 厚生省生活衛生局水道環境部部長通	三二〇一
--	------

・「資源ごみ」の回収・利用の推進について 〔平成二年六月二日衛環一二八号 知 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通	三二〇三
---	------

・*ごみの減量・再資源化の推進について 〔平成三年六月二一日衛環一五三号 知 厚生省生活衛生局水道環境部部長通	三二〇五
---	------

・*ごみ減量化促進対策事業実施要綱 ・ごみの減量化・再生利用対策の推進について 〔平成四年五月二八日衛環一六〇号 知 厚生省生活衛生局水道環境部部長通	三二〇五
--	------

・*ごみの減量化・再生利用対策の推進について 〔平成四年五月二八日衛環一六〇号 知 厚生省生活衛生局水道環境部部長通	三二一七
--	------

〈廃棄物処理施設の環境保全対策〉

・廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について 〔昭和五二年六月三〇日環整五四号 知 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通	三三五一
--	------

・廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出規制の改定について 〔昭和五四年一〇月一日環整一一五号 知 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通	三三五八
--	------

・廃棄物処理施設に係る水質規制の強化について 〔昭和五四年一月二七日環整一三〇号・環産四三三号 知 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長・産業廃棄物対策室長通知	三三七一
---	------

・廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出規制の改定について 〔昭和五七年八月二六日環整一二二号 知 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通	三三七五
---	------

・し尿処理施設に係る窒素又は燐の排水規制について

〔昭和六一年五月二〇日衛環一〇七号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
.....三三九一

・ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止対策等の推進について

〔平成二年二月二六日衛環二六〇号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部長通知
.....三四〇一

・ダイオキシン類発生防止等ガイドライン
.....三四〇三

・ごみ処理に係るダイオキシン類の緊急削減対策について

〔平成八年一〇月三日衛環二六一号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部長通知
.....三四六七

・ダイオキシン対策に関する5ヶ年計画について

〔平成九年八月二五日
知〕環境庁環境保健部環境安全課、環境保健部環境リスク評価室、環境庁大気保全局大気規制課、水質保全局水質規制課
.....三四九一

・廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類の測定分析について

〔平成一〇年七月一四日衛環六一号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
.....三五〇一

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正について

〔平成一〇年一月三〇日衛環九六号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
.....三五〇三

・廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類排出濃度等の調査について

〔平成一一年二月一五日衛環一〇号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
.....三五〇五

・廃棄物焼却施設のダイオキシン対策の徹底について

〔平成一一年四月五日衛環三七号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
.....三五〇六

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

〔平成一〇年一月一七日生衛発一六三四号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部長通知
.....三五三九

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令に対応した措置の実施について

〔平成一〇年一月一七日衛環九一号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
.....三五四〇

〈行政監察〉

・廃棄物の処理・再利用に関する行政監察結果に基づく勧告について

〔昭和六三年五月三〇日衛環七六号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部長通知
.....三五五一

・廃棄物の処理・再利用に関する行政監察結果に基づく勧告について

〔昭和六三年五月三〇日衛環七七号
知〕厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通
.....三五五三

・廃棄物の処理・再利用に関する行政監察結果に基づく勧告について

昭和六三年五月三〇日衛産三七号

厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知

三五五五

・下水道に関する行政監察結果に基づく勧告について

平成二年一月三十一日衛環二〇号・衛浄三三号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長・浄化槽対策室長通知

三五五七

〈その他〉

・使用済み水銀電池の処理対策について

昭和五九年一月一三日環整三三号
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知

三六五一

・使用済み乾電池の処理対策について

・環境保全対策について

三六五二

・使用済み乾電池の広域回収・処理計画について

昭和六一年二月六日衛環二二二号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

三六五四

・使用済み乾電池の広域回収・処理計画

三六五四

・医療関係廃棄物の適正処理について

昭和六二年九月一六日衛環一二七号
厚生省生活衛生局水道環境部長通知

(本節2(4)〈医療廃棄物〉参照)

・医療廃棄物の適正処理について

平成元年一月一三日衛環一七五号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

(本節2(4)〈医療廃棄物〉参照)

・感染性廃棄物の適正処理について

平成四年八月一三日衛環二三四号
厚生省生活衛生局水道環境部長通知

(本節2(4)〈医療廃棄物〉参照)

・研究機関等から排出される実験動物の死体の処理について

平成六年八月一二日衛環二四三三号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

三六五八

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第二条第五号又は第二条の三第五号の規定による厚生大臣の指定について

平成七年四月二五日衛環九九号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

三六五九

・廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について

平成七年九月二五日衛環二〇一号
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

三六六一

